

長野県医療保護事業の展開

矢上克己

Development of medical assistance in Nagano Prefecture

Katsumi YAGAMI

要旨

本稿は、長野県における 1919 年から 1937 年までの医療保護事業の展開について、実態資料に基づいてまとめたものである。1920 年からの慢性的経済恐慌、農業恐慌などを背景に、中下層民が窮乏化し、それが生活破壊を招き、さらに、健康破壊に連動した。こうした状況に長野県内では、13 か所において医療保護事業が開設されている。

キーワード：経済恐慌、貧困、疾病、医療保護、社会事業

1. はじめに

医療保護事業の研究では、社会事業研究所による『近代医療保護事業発達史』上巻¹⁾をはじめ、田代国次郎による『医療社会福祉研究』1969 および『医療社会福祉研究』2003、があり、杉山博昭による「済生会設立後の山口県における救療事業」1987²⁾、「山口県における農村医療の展開」2001 および「戦時下の農村における医療体制の整備—山口県佐々並村をめぐって—」³⁾があり、吉田博行による「新潟県における医療保護の展開」2014⁴⁾、石川県の医療保護事業の動向を扱った矢上克己による「医療保護事業」2004⁵⁾ などがある。

長野県内では原始蓄積期には、救療事業⁶⁾が行われ、産業資本確立期では、日本赤十字社長野支部病院設立、諏訪郡立高嶋病院は在英軍人家族と遺族の無料診療が実施された⁷⁾。

独占資本形成期の感化救済事業では、1912 (明治 45) 年 10 月、恩賜財団済生会長野診療規定 (県告示第 134 号) が告示され、済生会による救療事業が始まっている⁸⁾。同規定 1 条によると、救療対象者は、①市町村における納税戸数割最末等の負担者およびその家族、若しくはこれに準ずべき者、②①以外の者にして特別の事情により医療を受けられない者のどちらか一つに該当し、相当の扶養義務者がなく、且他に公私の救療を受ける途がなく、診療の必要な者に限定されていた。診療は県下の公私立病院および開業の医師に委託して、貧困者が最寄りの医療機関で治療を受けられるよう配慮している (同 2 条)。

救療の状況は 1912 年 10 月より 1913 年 6 月までの 9 か月間に、救療人員 172 人、延べ人

員は 2,917 人であった。それが 1914 年度（1914 年 7 月から 1915 年 6 月）は救療人員 233 人、延人員 13,856 人となり、1915 年度は救療人員 329 人、延人員 17,185 人に及び逐年増加の傾向にあったが、恩賜財団済生会による救療事業は前述のように制限主義が貫徹されていたため救療人員は全県的にみれば少なく、同会による救療から漏れた要救療対象者が多数存在したことが窺われる。1908（明治 41）年 5 月、明治政府は「官金救済抑制」の方策「地甲第 33 号」を通牒し、救貧抑制を徹底する「ムチ」を振った。因みに長野県では、国費救済人員が 1908 年に 2,927 人、それが救貧抑制の効力が発揮される翌年は 238 人、さらに 2 年後は 25 人と激減している。我が国唯一の救貧法であり、厳しい制限主義の恤救規則にさらに救貧抑制を強め、本来救済の必要な貧困者を排除したのである。こうした「ムチ」に対し、「アメ」として登場したのが済生会による慈恵的な救療であった。

2. 独占資本確立から動揺期の医療保護事業

1918 年 7 月、全国的な米騒動が勃発するが、長野県内においても、長野市、松本市、上田市ほか各市町村でも騒動があり、米価を中心とする諸物価高騰に苦しむ細民の存在が確認された。こうした米騒動にみられた県民の窮乏が回復されないうちに、1920 年以降慢性的経済恐慌に見舞われ、1920 年には米価の下落、糸価の大暴落となり、米価の下落により米作農家に打撃を与え、糸価の大暴落では、養蚕農家、製糸家、問屋に甚大な影響を与え、さらに、製糸工場の操業休止、操業短縮などが続出し、賃金不払い、製糸工女の失業が社会問題となった⁹⁾。こうした状況のなかで、小作農や小農層および市街地の細民層を中心に生活破壊が進み、それが健康破壊へと連動し、要医療保護層が形成されたのである。

この時期の長野県内の医療保護事業では、1917（大正 6）年 8 月、上伊那郡小野村に小野病院が開設されたのをはじめとして、1920（大正 9）年 4 月、上田医師会夜間無料診療所が開設され、1921（同 10）年 4 月、松本市医師会救療部が設置され、同年 5 月には日本赤十字社長野市支部病院による窮民施療が開始され、1922（同 11）年 9 月、諏訪郡医師会救療部が上諏訪町に設けられるなど県下各地で医療保護事業が開設されている（表 1）。

（表 1）医療保護機関（1920～1931 年）

創立年月	医療機関
1917 年 8 月	財団法人小野病院（上伊那郡小野村）
1920 年 4 月	上田市医師会夜間無料診療所
1921 年 4 月	松本市医師会救療部
1921 年 5 月	日本赤十字社長野支部病院（長野市）
1922 年 9 月	諏訪郡医師会救療部（上諏訪町）
1923 年 4 月	長野市窮民施療
1923 年 5 月	村立南向病院（上伊那郡南向村）
1924 年 3 月	川西病院（小県郡中塩田村）

1925年6月	村立金沢病院（諏訪郡金沢村）
1927年4月	長野市医師会実費診療所
1927年5月	市立松本病院
1929年5月	村立安曇病院（南安曇郡安曇村）
1931年12月	飯田医師会夜間診療所

注）『長野県社会事業要覧』1923年、『長野県社会事業概要』1926年及び『長野県社会事業便覧』1936年

上田市医師会夜間無料診療所　ここで、画期的な無料診療を実施する上田市医師会夜間診療所の状況についてとりあげる。上田市医師会は1919年12月、上田市医師会夜間無料診療所の開設を総会において決議し、翌年4月15日より上田市宇松原に夜間無料診療所を開始した。同年11月16日、患者漸増のため狭隘となり上田市宇伊勢町に移転した。同診療所は敷地50坪、建坪35坪の2階建てで、玄関兼患者個室4畳半、薬局3畳半、診療室6畳、手術室5畳半、図書室兼会員控処2畳、教室12畳、当直12畳、炊事室10畳の間取りである。

参考に資するため、同所の規定を挙げておく。

上田市医師会夜間無料診療所規程（『長野県社会事業要覧』1923, p. 78）

第一条　本診療所ハ上田市医師会ノ附属ニシテ上田市宇伊勢町四千七百六十一番地ニ置ク

第二条　本診療所ハ上田市医師会長之ヲ管理ス

第三条　本診療所ハ上田市内居住者ニシテ医療ヲ受クルニ困難ナル者ヲ救療スルヲ以テ目的トス

第四条　本診療所ニ要スル経費ハ毎年度予算ノ定ムルトコロニ據リ会員ノ醸出金、補助金、寄附金ヲ以テ支弁ス

但し據出ノ金ハ県税賦課等級割ニ課ス

第五条　本診療所ハ左記ノ要項ニ依リ診療ス

- 一　診療及ヒ投薬ハ絶対無料トス
- 一　紹介状若クハ証明書ノ提出ヲ要セス
- 一　診療時間ハ夏期七時ヨリ十時迄冬期六時ヨリ九時迄トス　一六ノ日ハ休業ノ事

第六条　本会々員ハ日割ヲ定メテ三人宛交代勤務ス

同夜間診療所は診療開始当初は事業の主旨が市民に徹底せず、受診者が少数であったが日を経るにしたがい増加し、毎夜10人から30人の患者が受診し、1920（大正9）年4月から1921（大正10）年12月まで21ヵ月間の患者数は609人で、延べ人員は5,230人である。施療は夜間（夏期7時～10時、冬期6時～9時）行い、救療資格は戸数割等級末等またはこれに準ずるものとされていた。医師は日割りを定めて3人交代勤務し、ほかに専属の看護婦兼産婆1名を配置している。なお、同所規程の五条に、「本所に来るを得ざる者（重症又は

歩行不能の者）には区長又は衛生組合長の証明に依り往診す（往診は時刻を定めず）」の一項が加えられ、往診にも対応した。

夜間診療所の利用者をみると（表2）、低所得層の幼児、学齢児童が多く、次いで農民や日雇、職工、小商人および行商人、各種職人が多くを占め、無職が26名おり、横山源之助のいう日本の下層社会を構成する職業と符合する。

（表2）夜間診療所利用患者の職業動向（1920年4月～1921年12月の統計）

職業	人員	職業	人員	職業	人員
幼児	110人	大工	6	女中	2
農業	78	子守	6	料理人	2
学童	65	諸会社雇	5	青物行商	2
日雇	62	手車牽	4	按摩業	2
工女	28	牛肉行商	4	鳶職	1
雑行商	27	新聞配達	3	建具職	1
雑貨商	23	小物商	3	屑物商	1
車夫	18	桶職	3	金網製作	1
雑工	17	火夫	2	馬宿業	1
商店雇	13	下駄職	2	活弁士	1
魚行商	10	左官	2	仕立職	1
大工夫	9	郵便局雇	2	雑	39
木挽	7	油行商	2	無	26
印刷工	7	水汲夫	2		
洗濯婆	7	口入業	2	計	609

注) 『長野県社会事業要覧』1923, pp. 74-75

さらに、同所の1920年より1925年までの患者の職業統計（表3）を挙げると、本表をみるに、自由労働（一般労働者）が最も多く、次いで農業、学童、乳幼児、雑、無職及び工女の順となっている。幼児と学童を合わせれば457名となり、生活破壊がより顕著に表れる幼児・児童の健康破壊が看取される。

（表3）夜間診療所利用患者の職業動向（1920年～1925年の統計）

職業	人員	職業	人員	職業	人員	職業	人員	職業	人員
農業	253	大工	14	青物行商	11	女中	5	按摩	3
自由労働	322	木挽	14	油行商	3	洗濯	8	綿打工	5
鳶職	1	左官	2	乾物行商	4	雑工	23	提灯張	1
建具職	7	工夫	14	菓子行商	4	馬宿業	1	口入業	3

印刷工	7	火 夫	2	古物商	4	料理人	5	飴 売	3	
鉄 工	5	桶 職	6	屑物買	5	活弁士	1	八百屋	11	
児 童	249	金網作	1	雑貨商	27	会社雇	5	豆腐売	1	
乳幼児	208	仕立職	7	雑行商	31	郵便集配	2	男 工	4	
工 女	93	鍛冶職	2	湯屋三助	1	水汲夫	3	下駄職	6	
車 夫	39	魚行商	23	染物工	2	新聞配達	4	雑	181	
荷車挽	22	牛肉行商	11	子 守	7	散水夫	2	無 職	180	
									計	1,858

注) 上田市医師会史編集委員会編『上田市医師会史』1969、p. 225

利用者延べ人員(表4)は、開設年次に1,140人であったものが、翌年に4,090人と急増し、1926年から1934年までは7,000人台で推移し、慢性化する経済恐慌、農業恐慌および災害によって窮乏化がピークに達したことに関連している。

(表4)年次別取扱患者延

年次	1920年	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927
延人員	1,140人	4,090	4,926	5,822	5,968	6,144	7,194	7,325
年次	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935
延人員	7,395	7,480	7,255	7,176	7,250	7,340	7,227	2,190

(『上田市社会事業要覧』1936、p. 30)

同診療所は1926年に、篤志家の建築費の寄付と上田市より材木町の土地の払い下げを受けて新築移転し、1934(昭和9)年には拡張整備を行った。同診療所の統括団体である上田市医師会は同診療所を医療保護事業の実践の場とするとともに、短期医学講習、産婆及び看護婦の養成教育の場としている。そのために図書室や教室が設えてあった。

同所の経費は上田医師会の30名内外の会員の医師会費と会員の拠出金と会員の無料奉仕により運営した。この事業に対して、上田市政も社会政策上の意義を認め1920年、240円の補助金交を交付したのを始めに、年々交付額が増加し、さらに長野県行政も補助金交付を開始し、日本医師会も補助金を交付している(表5)。上田市医師会夜間無料診療所は民間団体による経営であるが、上田市及び長野県の公的補助金が交付されるなかで公的な性格を帯びることになった。

(表5)補助金表

年次	上田市	長野県	日本医師会	年次	上田市	長野県	日本医師会
1920年	240円			1929	850	400	70
1921	500			1930	850	370	70

1922	550	250		1931	850	350	70
1923	750	500		1932	850	350	70
1924	750	500		1933	850	300	25
1925	1,000	400		1934	850	300	25
1926	750	500	100	1935	690	300	25
1927	750	400	100	1936	690	260	25
1928	850	400	70	1937	690	260	

注) 上田市医師会史編集会編『上田市医師会史』1969, p. 219

1929（昭和 4）年より同診療所に於いて妊婦育児相談所を開設している。さらに、1930（昭和 5）年 9 月より、上田市在住者の中産階級を対象として軽費診療所を開設し、医療保護対象の拡大を図った。しかし、無料診療所に比べて利用者は少なく、1930 年、52 人（延人員 136 人）、1931 年、110 人（延 354 人）、1932 年、73 人（延 212 人）、1933 年、70 人（延 203 人）、1934 年、40 人（延 60 人）であった。厳しい経済恐慌下のもと、僅かな医療費であってもその負担は重く、中下層農民や細民にとっては、やはり無料診療が唯一の頼みの綱であった。同診療所は、22 年間に延約 10 万人の中下層民を治療し、医療保護事業で大きな実績を残したが、1941 年 3 月、医療保護法の交布を契機に、同年 11 月 2 日閉鎖している。

次に、長野県内各地の医療保護事業の動向について取り上げる。どの事業も同質ではなく、事業ごとその特質が異なり、それらを見ることで長野県の医療保護事業の特質が浮き彫りになってくる。

財団法人小野病院 同病院は小野村筑摩地村両村の製糸業者による加盟工場の事務員及び職工に対する診療並びに一般患者の診療目的として 1917（大正 6）8 月、設立され、2 年後、財団法人小野病院となった¹⁰⁾。代表者は小野三雄である。同病院の職員構成は院長、副院長、調剤係、会計、看護婦の 6 人である、救療定員は入院 14 人、外来 60 人で、一日平均受診者数 34 人、診療科目は一般で、診療時間は 8 時間で、受診料は 20 銭で病床数は 14 床、入院患者は 5 人、外来患者は 1,807 人であった。同所の建物は 209 坪、土地は 1,577 坪で同所の経費は 1934 年度決算では 7,723 円、1935 年度予算は 8,088 円である。

救療条件および手続では、病院において製糸工場、被保険者診療は勿論一般患者の治療を行い、且つ村の委託を受け伝染病患者を収容しその治療を行う。診療料金 20 銭とあり、軽費診療を行っている。

松本市医師会救療部 1921（大正 10）年 4 月、松本市医師会が松本市医師会救療部を開設し、同部の所在は松本市内各医院とし、代表者は松本市医師会長上條乙太郎である。市内在住各医師に囑託して松本市医師会救療部を組織し、救療を希望する者は市役所に申し出て施療券の交付を受け、希望の医師に診療を乞うもので、経費は医師会支弁である。最近 1 か年の取扱い患者数は、実人員男 10、女 19、延 620 人、1925（大正 14）年の同救療部支出は 673 円 97 銭であった¹¹⁾。

これが、1930（昭和5）年2月28日、松本市医師会夜間診療所の設立へと発展し、松本市大字北深志西堀町に開設され、代表者は平林幸郎である。医師会会員70名で組織され、交代で夜間診療所の診療業務にあたった。救療の状況は、救療定員は設けず、但し入院設備はなく、外来のみで、一日平均の受診者数は22人、診療科目は全科一般で、診療時間は午後7時～10時で、診療に要する料金は無料又は実費であった。施療を受けるものは医師会員、市役所及び方面委員より施療券を発行された者で、実費で診療を受けるものは手続きなどはいらなかった。同所の土地は借地で建物は40坪、見積額は5,200円、負債は8,379円であった¹²⁾。

松本医師会夜間診療所規定（松本市社会課『松本市社会事業要覧』1933年度、1934、pp.88-90）

- 第1条 本診療所ハ松本医師会夜間診療所ト称シ松本市西堀町ニ置ク
- 第2条 本診療所ハ左ニ該当スル者ニ対シ経費（本会報酬規定ノ半額）又ハ無料ヲ以テ診療ヲ行フ
1. 松本市居住者ニシテ薄資者月収（六円以下）ト認ムルモノニ対シ経費ヲ以テ診療ス
 2. 松本市医師会救療部治療券持参者ニ対シ無料ニテ診療ス
 3. 松本市居住者ニ対シ無料健康相談ニ応ス
- 第3条 本診療所ニ軽費診療ヲ乞ハントスル者ハ何等ノ手續ヲ要セス
但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限リニアラス
無料診療ヲ乞ハントスルモノハ松本市医師会救療部治療券ノ提出ヲ要ス
但松本市長松本市方面委員ノ紹介又ハ証明書持参者ニハ本所ニ於テ直ニ治療券ヲ交付スヘシ
- 第4条 本診療所ハ松本市医師会長之ヲ管理ス
- 第5条 本診療所ニ左ノ職員ヲ置ク其勤務ノ方法ハ会長之ヲ定ム
1. 所長1名 松本市医師会長ヲ以テ之ニ充ツ
 1. 幹事2名 同理事中ヨリ会長指名ス
 1. 医員2名宛 松本市医師会員中会長ノ定ムル方法ニ依リ交代勤務ス
 1. 調剤員 以下ノ職員ハ必要ニ応シ若干名本所長之レヲ雇用又ハ囑託ス
 1. 事務員
 1. 看護婦
 1. 雇員
- 第6条 所長ハ所務ヲ総理シ本所ヲ代表ス
幹事ハ所長ノ指揮ヲ受ケ庶務会計ヲ分掌ス医員、調剤員、看護婦ハ所長ノ指揮ヲ受ケ診療ニ従事シ事務員ハ庶務会計ニ関スル事務ニ従事ス
- 第7条 本診療所ノ診療時間ハ当分ノ内左ノ通り定ム
4月ヨリ10月迄午後7時ヨリ10時迄

11 月ヨリ 3 月迄午後 6 時ヨリ 9 時迄

但毎月 18 日及大祭日及 12 月 29 日ヨリ翌年 1 月 3 日迄休診ス

第 8 条 本診療所ノ処務細則ハ別ニ之ヲ定ム

参考に資するため 1933 年の事業概況と経費について挙げておく。

事業概況

外 来					現 在		施療券発行数
前年度ヨリ越員	本年度治療数	計	1 年延人員	一日平均	入 院	外 来	
11	148	159	4,980	13.6	0	14	148

注) 松本市社会課『松本市社会事業要覧』1933 年度、1934、pp.89-90

1933 年度経費

収入 寄附金 1,400 円、補助金 230 円、雑収入 10 銭、繰入金 100 円、繰越金 9 円 90 銭
計 1,740 円

支出 事務費 630 円、救療費 1,110 円 計 1,740 円

注) 松本市社会課『松本市社会事業要覧』1933 年度、1934、p.90

松本市医師会が夜間診療所開設へ踏み切ったのは、先行する上田市医師夜間診療所の影響によるものと推察される。

日本赤十字社長野支部病院の救療 日本赤十字社長野支部病院では 1921（同 10）年 5 月 11 日、同支部病院の付属事業として窮民施療を開始した。1925 年度中の收容人員 21 名、延べ人員 2,381 名、この費用 2,786 円 10 銭、なお外来実人員 28 名、延 2,908 名で、この費用 1,112 円 17 銭であった。施療を受診するものは市長村長の貧困証明を要した¹³⁾。

諏訪郡医師会救療部 1922 年（同 11）年 10 月、諏訪郡医師会が諏訪郡上諏訪町に諏訪郡医師会救療部を設けている¹⁴⁾。代表者は諏訪郡医師会会長の小沢侃二¹⁵⁾である。組織は諏訪郡医師をもって会員とし、各自の診療所を救療所とした。救療部設置から 3 年間の救療状況（表 6）みると、暫時利用者が増加しているのがわかる。予算は医師会会員の醸金が大分を占めるが赤字にならず、経営は安定していた。

（表 6）救療状況

	救療所数	救療患者数	救療患者延数	治療費
1922 年 10 月～同年末	19	28 人	692 人	511 円
1923 年	27	85	1,928	1,032
1924 年	21	102	4,521	1,907

同所は会員醸金と県補助金により経営し、1925 年度の予算は以下の通りである。

収入：繰越金 430 円、会員醸金 777 円 計 1,207 円

支出：事務費 30 円、救療非 1,177 円 計 1207 円

注) 長野県『長野県社会事業概要』1926 年 pp. 58-59

同救療部の状況について、『長野県社会事業便覧』1936 年よりみるに、1934 年の状況では救療は外来のみで、一日平均の受診者は 44 人、延人数は 1,152 人、診療科目は一般で、診療時間は午前 9 時～午後 9 時で、料金は無料、経費は 1934 年決算が 4,702 円、1935 年度 4,964 円で、救療所において貧困者と認められた者および町村役場、方面委員の紹介者を救療対象とした¹⁶⁾。ここに方面委員の医療保護事業への関与がみられる。

長野市窮民施療 長野市は 1923 (同 12) 年 4 月 1 日、長野市は長野市在籍又は寄留者で生活困難のため受けられない者を施療する目的で、市内医師会及び歯科医師会と協定し、最低額の経費を市費より支出し、施薬施療を行った。取扱い患者は実人員で 21 名、経費は市費で対応し、1925 年度支出は 900 円であった¹⁷⁾。

南向村立医院 1923 (同 12) 年 5 月、上伊那郡南向村立医院の設立。同村の地域は広範で、僻遠で交通の利便が乏しく、罹病者の医療に不便なため村立病院の開設を計画し村会の議決を経

て設立したものである¹⁸⁾。同医院代表は村長で、医師、書記、薬局各 1 名、評議員 9 名で組織され、経営は薬価、手術料、往診料収入及び村費などによる。1924 年中の延べ人員は男 2,256 人、女 1,845 人であった。1925 年度の予算は以下の通りである。

収入：薬価収入 1,980 円、往診料 480 円、手術料その他 301 円、村費繰り入れ 2,800 円
計 5,561 円

支出：給料 3,140 円、雑給 850 円、需要費 1,386 円、予備費 185 円 計 5,561 円

さらに、同所の状況を『長野県社会事業便覧』1936 年よりみるに、職員は医師 (院長)、産婆、調剤師の 3 人で、診療科目は内科および外科、診療時間は午前 8 時～午後 4 時、料金は診察無料で、但し無料患者には村施療券を発行するとなっていた。1934 年の診療状況は外来のみで一日平均 15 人、延人数は 1,583 人であった¹⁹⁾。

病院組合立川西病院 1925 年 2 月 1 日、小県郡中塩田村、河邊村、浦里村、室賀村、青木村、別所村、西塩田村、東塩田村、富士山村、泉田村のいわゆる川西 10 ヶ村民の医療保健を目的として、小県郡中塩田村他 9 ヶ村病院組合立川西病院が中塩田村大字保野に開院した。経営主体は同上組合で代表者は中塩田村村長遠藤用治郎で、同院組織は、医師、看護婦、事務員、小使各 1 名を常置し、毎日午前 9 時より正午まで一般外来患者の診療を行い、経費は組合 10 ヶ村分賦金および有料患者薬代などによった。取扱い患者数は 1925 年 2 月～11 月末までの外来患者数は男 631 人、女 559 人で、入院対応は 1926 年より実施の予定としていた²⁰⁾。

同院の収支状況（1925 年度予算）

収入：10 ヲカ分賦金 4,230 円、有料患者薬価 450 円 計 4,680 円
 支出：給料 3,060 円、需要費 1,450 円、その他 180 円 計 4,680 円

参考に資するため、開設当初のものではないが、同病院診療規定を挙げておく。

川西病院診療規定（『川邊時報』第 1 号 1934 年 4 月 15 日）

1. 診察料

外来患者に就きては無料 往診料は一里に就き金 1 円以下とし当方にて適宜にこれを定む

1. 薬価毎年その年度の村税特別戸数割賦課額により 3 等級に分つ

(1) 有料患者

村税特別戸数割賦課額当該村平均額以上の者及び其の家族、水薬散薬各々 1 日分二十銭、但小児（14 才以下）は十五銭

さらに、同所の状況を『長野県社会事業便覧』1936 年 p. 52 よりみるに、職員は医師、看護婦、事務員、使丁の 6 人と増員され、入院定員は 26 人、外来は制限なし、診療時間は午前 8 時～午後 6 時までで延長し、診療料金は無料から 20 銭で入院は 1 円乃至 1 円 50 銭であった。1934 年の状況では、一日平均受信者数は 18 人で、入院患者延 13 人、延外来患者 1,620 人であった。救療の対象は組合村居住者で、1934 年度経費は 8,297 円、1935 年は 8,909 円であった²¹⁾。

同病院は、病院としての機能を活かし 1925 年 4 月、川西児童健康相談所を併設した。この時期、長野県内では乳幼児死亡の増加を背景に児童健康相談所が相次いで開設されている²²⁾。

村営金澤医院 1925（同 14）年 5 月 18 日、諏訪郡金澤村で、元郡立高嶋医院分院が同村にあったが 1922（同 11）年に廃止となり、僻地で罹病者の不便多いため 1924 年 5 月村の中央に病院建築を了し、上諏訪町宮坂医師を招へいし、開業に至り、年額 600 円の補助を行いつつあったが、1924 年 5 月、同医院を村営金澤医院とし医師産婆各一名を常置している。運営にあてる経費は薬価、往診料、産婆収入などに依っていた。救療に関わる取扱い患者は 6 名である。同診療所には村内の患者は勿論隣接富士見村、原村などよりも診療を受診するものがあり、その数は一日 20 名内外とある²³⁾。

1925 年度予算

収入：薬価収入 3,321 円、産婆収入 389 円、手術往診料その他 503 円 計 4,213 円
 支出：給料 3,460 円、需要費その他 753 円 計 4,213 円

さらに、同所の状況を『長野県社会事業便覧』1936 年よりみるに、職員構成は医師と看

護婦各1名となり、救療は外来のみで定員はなく、診療科目は内科と外科で、診療時間は午前8時～午後9時と長時間診療を行い、料金は無料であった。救療条件および手続きは、戸数割平均額10分の1以下の者で、役場又は方面委員の証明があるものとある。土地は3坪、建物は2階建て33坪であった。1934年度決算が2,679円、1935年度決算が2,730円であった²⁴⁾。ここでも方面委員が医療保護事業に関わっていることが分かる。

長野医師会実費診療所 1927(昭和2)年4月、長野医師会診療所が今上陛下御成婚記念事業として長野市大字鶴賀上千歳町に開設された。職員は、署長、副所長、理事、書記、看護婦、医員92名で組織され、救療定員は入院9名で、外来は定員なし、1日平均受診者数15、9人、診療科目は一般で、診療時間は正午より午後5時まで、料金は医師会規程の半額であった²⁵⁾。救療条件は市内居住者で貧困者と認められる者に対し救療券を市が発行した。同所に対し、長野市行政は毎年2,000円の補助金を交付している²⁶⁾。同所の利用人員は表7のように、延べ人員よりみるに3,295人から15,480人の幅であるが、長野市内の多くの中下層民が救済されたことになる。

(表7)実費診療所患者数

年次	男	女	計	延べ人員
1927年	1,152	632	1,784	9,880
1928	1,783	675	2,463	15,480
1929	1,461	880	2,341	13,547
1930	867	512	1,379	9,870
1931	1,087	645	1,732	13,802
1932	803	472	1,275	9,568
1933	779	535	1,314	9,442
1934	610	359	969	5,772
1935	503	395	898	4,657
1936	455	384	839	4,385
1937	362	262	624	3,295

注)長野市『長野市誌』第6巻 歴史編近代2、2000,p.543

市立松本病院 1927(同2)年5月25日、松本市が市立松本病院を設立した。同院は職員16人、一日平均の受診者は0.2人、診療科目は一般で、救療料金は無料、病床数は205床あった。1934年度の入院患者28人、外来患者51人であった。経費は1934年度決算1,588円、1935年度2,338円である²⁷⁾。

村立安曇医院 1929(同4)年5月1日、南安曇郡安曇村が村立安曇医院を南安曇郡安曇村稲核に借家して開設した。同所の職員は医師1人、1934年度の救療は一日平均3人、延べ外来患者数は1,010人、診療科目は一般で、診療時間の制限はなく、救療料金について診療

は無料、薬価有料であった。救療条件では、村民の救療は無料、その他は有料、但し薬価は有料

となっており、実費診療であった²⁸⁾。

飯田医会夜間診療所 1931（同 6）年 12 月 25 日、飯田、上飯田、上郷、鼎在住の医師等により結成され飯田医会による飯田医会夜間診療所が飯田町 1, 166 に開設された。職員は所長、副所長、理事、医員、調剤師、事務員、看護婦の 39 人、救療は外来のみで定員はなく、1934 年度の一日平均の受診者は 26 人、延べ外来患者は 7, 616 人であった。診療科目は一般で、診療時間の時間設定はなく夜間とされ、救療料金は無料であった。救療条件についての規定はなく、貧困者に対し施療するとあった²⁹⁾。

3. まとめ

以上 1917 年から 1937 年にわたって長野県内の医療保護事業が展開された。医療保護事業の実践主体を見ると長野市、南向村、中塩田村他 9 カ村、金澤村、松本市、安曇村などの公設によるものが多いのが特徴の一つである。上田市、松本市、諏訪郡、長野市、飯田市の地区の医師会によるものも多い。また、民間の医療機関であっても、当該自治体の補助金の交付を受けているものが多い。両者とも従来から行われていた済生会による救療では、この時期に広範に創出される要医療保護層への対応はできないとし、市町村行政や地区の医師会が医療保護事業を展開したのである。農村部では、医療保護とともに無医村対策も含まれていた。

この時期の医療保護事業実践の中で際立っているのは、全国に先駆けとなり注目された上田医師会夜間無料診療所である。同所は医療保護事業と併せて、看護婦、産婆養成と医師の研修を行ったほか、妊婦育児相談所、経費診療所および児童愛護週間の実施なども併せて行っている。同所の実践は、その後展開される県内の医療保護事業はもちろん社会事業全体に大きな影響を与えている。

こうしたこの時期における全国的な医療保護事業の展開は、1938 年の国民健康保険法及び 1941 年の医療保護法の制定へと結果する基礎となったのである。

注)

- 1) 中央社会事業協会社会事業研究所編『近代医療保護事業発達史』上巻、中央社会事業協会、1943
- 2) 田代国次郎『医療社会福祉研究』童心社、1969 及び田代国次郎『医療社会福祉研究（田代国次郎著作集 6）社会福祉研究センター、2003
- 3) 杉山博昭「済生会設立後の山口県における救療事業」『日本社会福祉大学大学院研究論集』第 2 号、1987 年 2 月、杉山博昭「山口県における農村医療の展開」『草の根福祉』第 33 号、2001 年 11 月、杉山博昭「戦時下の農村における医療体制の整備－山口県佐々並村をめぐって－」『中国社会福祉史研究』第 13 号、2014 年
- 4) 吉田博行「新潟県における医療保護の展開」矢上克己編著『新潟県社会福祉史の基礎的研究－田代国次

郎先生追悼論集－』本の泉社、2014、pp. 141-155

- 5) 矢上克己「医療保護事業」矢上克己『石川県社会福祉成立史研究』金城大学矢上研究室、2004、pp. 151-162
- 6) 矢上克己「長野県社会福祉成立史（1）－原始蓄積期の事前救済の展開－」『北信越社会福祉史研究』第2号、2003年3月、pp. 66-68 及び pp. 89-91
- 7) 矢上克己『北信越社会事業のあゆみ』清泉女学院短期大学叢書刊行会、1993、p. 235
- 8) 矢上克己『北信越社会事業のあゆみ』清泉女学院短期大学叢書刊行会、1993、pp. 239-240
- 9) この時期の長野県の社会経済的概況については、矢上克己『北信越社会事業のあゆみ』清泉女学院短期大学叢書刊行会、1993、pp. 248-250 参照。
- 10) 長野県『長野県社会事業便覧』1936、p. 56
- 11) 長野県『長野県社会事業概要』1926年 pp. 57-58
- 12) 長野県『長野県社会事業便覧』1936年 p62
- 13) 長野県『長野県社会事業概要』1926年 pp. 53
- 14) 長野県『長野県社会事業概要』1926年 pp. 58
- 15) 小沢侃二は長野県医師会長に就任するが、上諏訪町の小学校校医をする傍ら、虚弱児保護事業を展開し、また、上諏訪町に児童の健全育成のため、児童遊園地3か所を設置している社会事業家でもある。矢上克己「長野県における虚弱児保護の展開」『立正大学社会福祉研究』第3巻1号、2001、pp. 21-35 参照。
- 16) 長野県『長野県社会事業便覧』1936年 p54
- 17) 長野県『長野県社会事業概要』1926年 p. 57
- 18) 長野県『長野県社会事業概要』1926年 pp. 55-56
- 19) 長野県『長野県社会事業便覧』1936年 p57
- 20) 長野県『長野県社会事業概要』1926年 pp. 53-54
- 21) 長野県『長野県社会事業便覧』1936年 p52
- 22) 長野県内の児童健康相談所については矢上克己「長野県における児童福祉の展開」『立正大学社会学・社会福祉学論叢』
- 23) 長野県『長野県社会事業概要』1926年 pp. 54-55
- 24) 長野県『長野県社会事業便覧』1936年 p55
- 25) 長野県『長野県社会事業便覧』1936年 p61
- 26) 長野市『長野市誌』第6巻 歴史編近代2、2000、p. 542
- 27) 長野県『長野県社会事業便覧』1936年 p63
- 28) 長野県『長野県社会事業便覧』1936年 p59
- 29) 長野県『長野県社会事業便覧』1936年 p58

SUMMARY

This paper summarizes a development of the medical assistance in Nagano Prefecture from 1919 to 1937 based on actual data. In the background of the chronic economic and agricultural crises Since 1920, middle and lower classes suffered from poverty , leading to destruction of their lives and linked to destruction of their health . Under these circumstances, medical assistance have been established at 13 locations in Nagano Prefecture.

Keywords: economic depression ,poverty ,disease, medical assistance ,social work